

NC

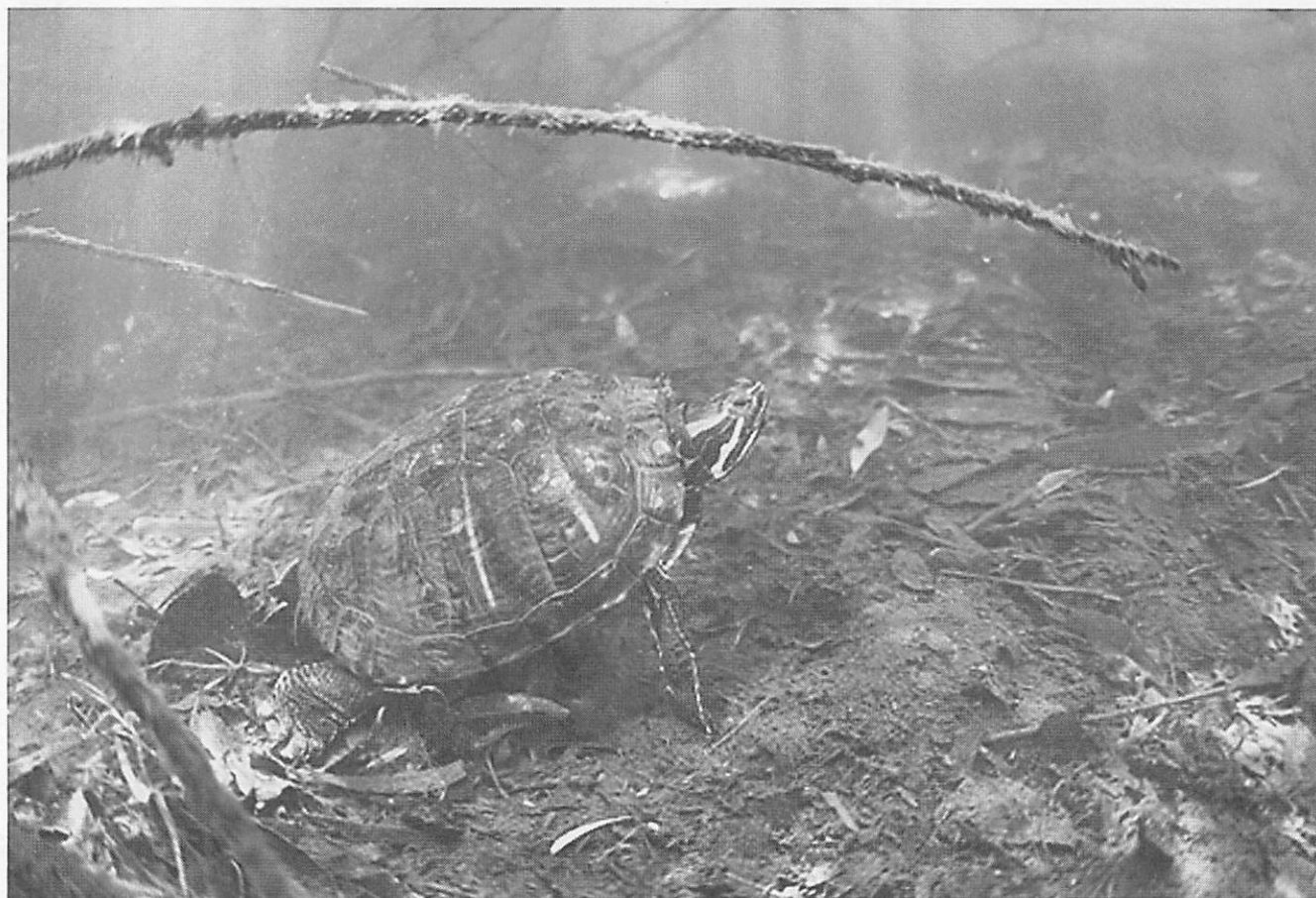
Nature Conservation
Society of Hokkaido

HOKKAIDO

2015年4月 NO.165

..... CONTENTS

外来生物問題の発展	五箇 公一	2
新しく策定された「外来種被害防止行動計画」と 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」について	池田 透	5
静内川で越冬するオオワシ・オジロワシの生態と保護活動	谷岡 隆	8
映画「ダムネーション」に寄せて～市民運動にユーモアと詩の心を	山崎 薫	10
2015年通常総会後の講演会のご案内		11
お知らせコーナー 活動日誌・要望書・新入会員紹介・会費納入のお願い		12



ミシシッピーアカミミガメ かなり悪食

(撮影 桑原禎知氏)

外来生物問題の発展

国立環境研究所・侵入生物研究チーム 五箇公一

外来生物Alien speciesとは、人の手によって本来の生息地から、異なる生息地に移送された生物をさす。人為的要因によらず、気流や海流によって移動する昆虫やエチゼンクラゲ、あるいは自力で海や大陸を渡る鳥類などは外来生物に当てはまらない。また、外来生物は外国産の生物種というイメージが強いが、国内の特定地域に生息する生物を、国内の別の場所に移送させた場合も外来生物の定義に当てはまる（例えば沖縄の生物を北海道に移動させた場合など）。

多くの外来生物は、移送先の環境になじめず、定着できないが、一部に新天地の環境に適応し、本来の生息地よりも繁栄して、在来の生態系や人間社会に悪影響を及ぼすものが存在する。こうした外来生物を侵略的外来生物 Invasive alien species (IAS) と呼ぶ。現在、世界レベルで、侵略的外来生物による生物多様性の減少が問題とされている。国際自然保護連合IUCNは、侵略的外来生物を「生息地の破壊・悪化」および「乱獲」にならぶ、野生生物の三大絶滅要因の一つと位置づけている。

外来生物は、人間が地球上に誕生して、分布拡大を始めたときより、その歴史が始まったと考えられる。古い時代には、人間そのものの移動能力や搬送能力には限界があり、外来生物の移動量も限られたものであったが、人間が化石燃料を手にしたときより、外来生物は爆発的に増加し、地球環境問題にまで発展した。

我が国日本においても、明治の開国を皮切りに外来生物問題が顕在化する。マングース(図1)やオオクチバス(図2)、アライグマ(図3)などの意図的に導入された外来動物が在来種や農作物に著しい被害をもたらし、セイタ



図1 フィリマングース(環境省)

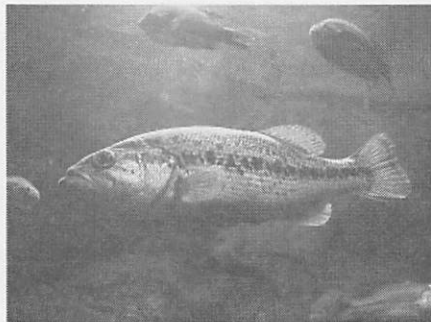


図2 オオクチバス(環境省)



図3 アライグマ(環境省)



図4
セイタカアワダチソウ

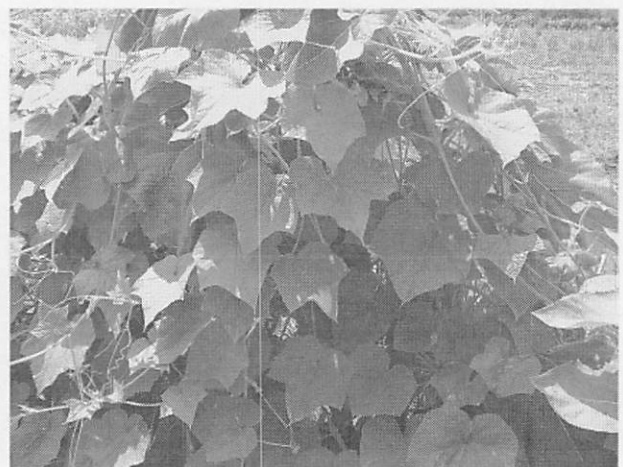


図5
アレチウリ(環境省)

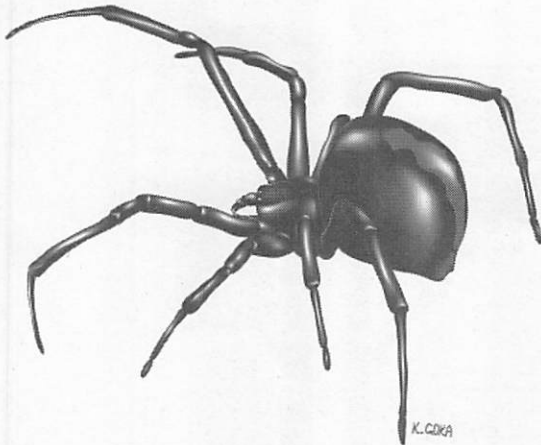


図6 セアカゴケグモ

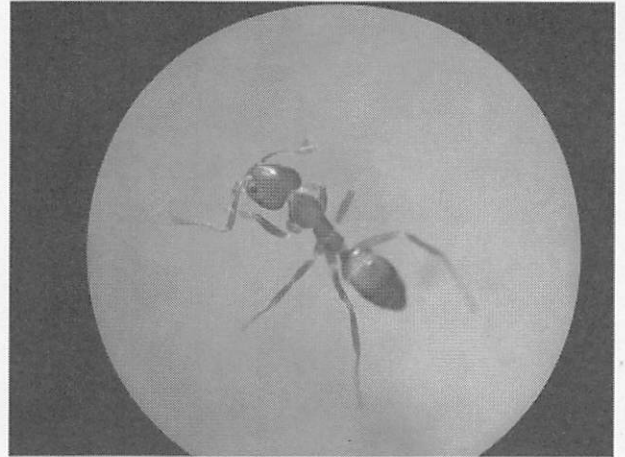


図7 アルゼンチンアリ



図8 アメリカザリガニ (金沢大学・西川潮)

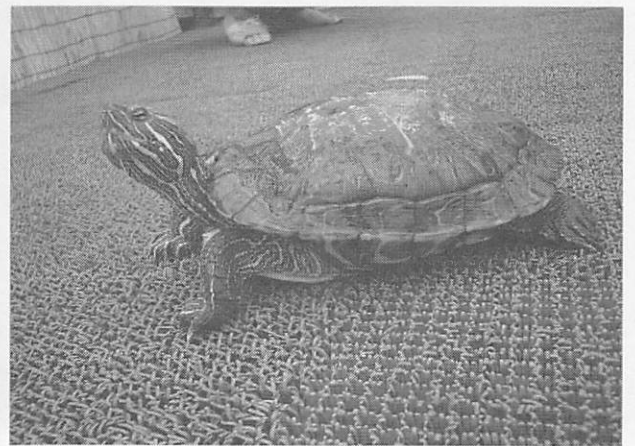


図9 ミシシippアカミミガメ (環境省)

カワダチソウ (図4) やアレチウリ (図5) などの強害雑草が河川敷や空き地を覆い、近年では、貿易の自由化に伴って、セアカゴケグモ (図6) やアルゼンチンアリ (図7) 等の非意図的外来生物の侵入が急速に増加している。

環境省は、侵略的外来生物から日本の生態系を守る目的で、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法)」を2005年に施行した。この法律では、重大な生態影響をもたらす外来生物を「特定外来生物」に指定して、国内への持ち込みや飼育、放逐に対して規制を設けている。外来生物専門の規制法は世界的にも珍しく、環境行政としては画期的な取り組みと言える。

しかし、実際には、環境省の外来生物対策予算は、年間3億円余と極めて限られたものであり、その大半は沖縄・奄美のマングース防除事業に費やされている。そのため、その他の特定外来生物を含む外来生物対策は、各地方の自治体に予算も活動も任されており、地方間の経済格差や、意識の違いなどから防除対策の進捗にも大きなばらつきがある。また、明らかに侵入してから年数も分布面積も影響も大きく、火急に対策をとるべき、と考えられる種が予算上の問題で、「特定外来生物」の指定から漏れている。

例えば、北米原産アメリカザリガニ (図8) やミドリガメの愛称で親しまれるミシシippアカミミガメ (図9) も膨大な個体数が全国に分布し、在来生態系を圧迫していると考えられるが、対策の困難さを理由に指定を受け

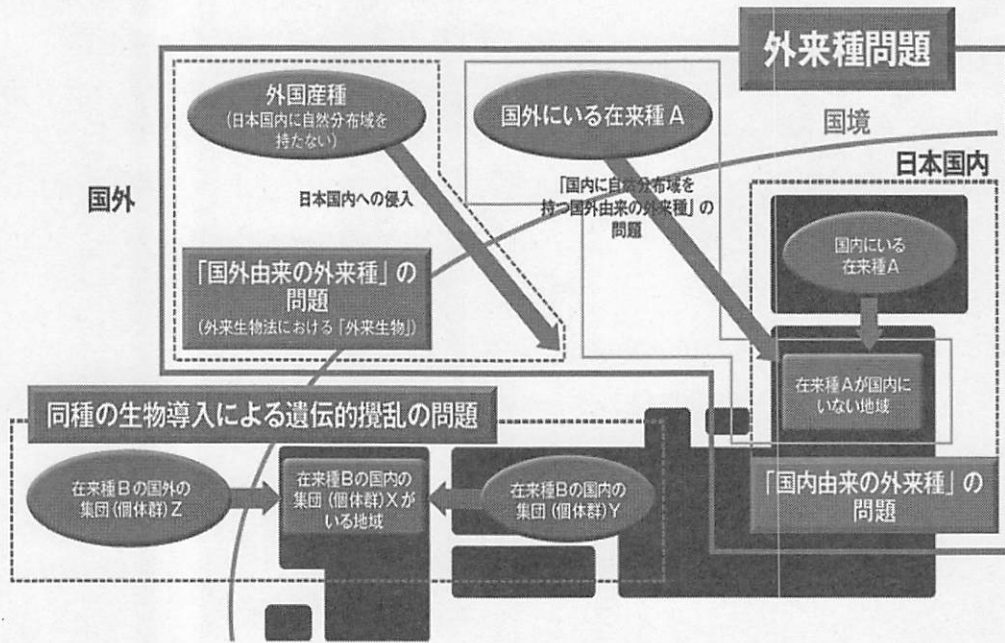


図 10 外来種被害防止行動計画における外来種問題の整理



図 11 ニセアカシア
(自然環境研究センター)

ていない。これら 2 種は、外来生物であるという認識も一般には薄く、長らく学校教育の教材にまで利用されてきた。

以上のような対策上の課題が山積しつつも、外来生物法の施行を契機に外来生物に対する意識や認知度は高まり、様々な議論も展開された。その結果として、環境省は外来生物法を根幹にした新たな国家戦略として「外来生物被害防止行動計画」および「生態系被害防止外来種リスト」を 2015 年度策定した。

これまで外来生物法では国外からの外来生物のみに対策の焦点が当てられていたのに対して、これらの新しい制度の中においては、在来種の地域個体群を移送することで生じる国内外来生物問題にも踏み込み、対策の必要性が言及されている（図 10）。またハリエンジュ（ニセアカシア）（図 11）といった養蜂業には欠かせない外来植物についてもその侵略性が評価され、リストアップされる等、農林水産業分野にも踏み込んだ外来種管理を目指している。

外来生物対策の枠組みが強化される一方で、対策実施のための予算確保の努力と、いっそうの科学的根拠の収集と整備が求められる。また、グローバル化という巨大な経済的潮流は、更なる外来生物問題を生み出し、対策を困難なものとする。今や外来生物問題は単なる生態学的関心のみから取り組める課題ではなく、社会・経済・産業という様々な人間社会の側面と深く結びついた環境問題であり、さらに人間の倫理や価値観にも左右される複雑な社会問題として捉えなくてはならない。

新しく策定された「外来種被害防止行動計画」と 「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」について

副会長 池田 透

はじめに

日本の外来種管理に関しては、2005年から施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」と記す）」があり、輸入・飼育等の規制による新たな外来種の侵入・拡大防止、及び一部地域では防除事業によって外来種の減少と在来種の回復という一定の成果は出ているものの、依然として我が国の外来種による被害は深刻なものとなっている。

外来種すべてが問題となるわけではなく、人間が人為的に持ち込むことによって侵略性を有することになった外来種を「侵略的外来種」と呼び、この侵略的外来種こそが、管理のターゲットとなるのである。

侵略的外来種対策は、世界的にも生物多様性を守るための大きな障害として認識されており、先の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された「愛知目標」の中でも、「2020年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位が付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。」と、侵略的外来種の管理についても目標が設定されている。今回策定された「外来種被害防止行動計画（以下、「外来種行動計画」と記す）」（環境省・農林水産省・国土交通省）と「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下、「生態系被害防止外来種リスト」と記す）」（環境省・農林水産省）は、従来の「外来生物法」を補って愛知目標を達成し、生物多様性の保全や農林水産業の健全な発展に寄与するために策定されたものである。

「外来種行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」・「外来生物法」の関係

「外来生物法」は、外来種に対する規制が全くなかった日本において、初めて制定された外来種管理に関する法律であり、実効性を担保する目的から、対象となる外来種が主として明治期以降に導入された海外由来の外来種に限定されていた。この点が管理の課題として問題が指摘されており、本州やその他の地域からの国内由来の外来種が多い北海道においては大きな問題であった。

今回の「外来種行動計画」では、国内由来の外来種の問題も扱うことになっており、外来種に関する定義を含めて総合的な整備が行われた。そして、この「外来種行動計画」による愛知目標達成のための基礎となるリストとして作成されたものが「生態系被害防止外来種リスト」である。先述のように国内由来の外来種についても初めて掲載され、従来の「外来生物法」による特定外来生物や未判定外来生物以外の外来種についても広くリストアップしている。

今後は従来の「外来生物法」に新たな「外来種行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」を加えた体制によって我が国の外来種対策の推進を目指すこととなる。

「外来種行動計画」の内容

「外来種行動計画」は、愛知目標を受けて国が策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略を策定するとしたことから策定したものであり、大きくは外来種対策を実施する上での基本方針と、外来種対策を推進するための行動計画の2部構成から成っている。

基本方針では、外来種対策の目的を生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展と設定し、国民の問題意識を高めるとともに外来種被害予防三原則（入れない・捨てない・拡げない）の遵守

を促し、対策においては早期発見と防除を基本として各主体が連携することが重要としている。また、産業利用される外来種には、我々の社会生活に必要なものがある一方で、侵略性を持つものについては利用を控えるか適正に管理することが必要としている。その上で、2020年までの具体的な目標として、8つの基本的な考え方と、各主体の役割と行動指針、国として実施すべき行動と個別の行動目標が設定されている。8つの基本的な考え方は、表1のように4つの観点+その他にまとめられている。

表1. 外来種行動計画の4つの観点と8つの基本的考え方

○全体の基盤となる対策	○導入・逸出の防止	○防除の推進	○地域固有性の維持保全	○その他
1. 普及啓発・教育の推進と人材の育成	3. 侵略的外来種の導入の防止	4. 効果的・効率的な防除の推進	5. 国内由来の外来種への対応	8. 国際貢献、国際連携等
2. 優先度を踏まえた外来種対策の推進	(3-1.意図的に導入される外来種の適正管理)		6. 同種の生物導入による遺伝的攪乱に対する対応	
7. 情報基盤の構築及び調査研究の推進	(3-2.非意図的な導入に対する予防)			

この考え方に従って、国、地方自治体、事業者、メディア関係者、NPO・NGO等民間団体、自然系博物館・動植物園・水族館等、教育機関、研究者・研究機関・学術団体、及び国民がそれぞれの立場の役割を担って外来種問題に行動していくことが推奨される。

第2部の外来種対策を推進するための行動計画では、全体の基盤となる対策の観点からは42個の行動、導入・逸出の防止の観点からは34個の行動、防除の推進の観点からは31個の行動、地域固有性の維持保全の観点からは20個の行動（その他では4個の行動）といった具体的な行動が設定されており、2017(平成29)年度を目途に進捗状況を把握し、2019(平成31)年度を目途に行動計画の実施状況の点検と見直しが予定されている。

「生態系被害防止外来種リスト」の内容

今回策定されたリストは、侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのあるものを生態的特性及び導入される社会的状況も踏まえて選定されたものであり、今後の外来種対策の基礎的情報として、様々な主体に適切な行動を呼びかけるためのリストという性格を有している。前述のように明治期以前の外来種及び国内由来の外来種も対象として加えているという点で従来の外来生物法よりもさらに対象種が広がって数多くの外来種がリストアップされているが、それでも特定外来生物以外は法律に基づく規制対象とはならないということには留意しておく必要がある。

リスト種は、表2に示すようなカテゴリーに分類されて掲載されている。産業管理外来種は、産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種のことであり、種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理を呼びかける外来種として指定されたものとなっている。

「外来種行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の課題と北海道外来種リスト策定に向けて

今回、429種の外来種が「生態系被害防止外来種リスト」に掲載され、今後はこれらの種を中心として「外来種行動計画」が実施されることとなる。ただし、これらには法的拘束力がなく、従来の外来生物法で指定された特定外来生物以外は依然として法規制の対象とはなっていない。つまり、あくまでもこれらの外来種管理は特定外来生物を除いて努力目標であり、国や地方自治体のみならず、我々国民が明確な問題意識を共有して対策を講じなければ絵に描いた餅に終わってしまうおそれがある。その意味で、「外来種行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の普及啓発は重要であり、まずは多くの国民にこのような国の方針が決められたことを周知させる必要がある。

また、今回新しく対象となった外来種の中には、他の法律によって管理される種も少なくはない。例えば、国

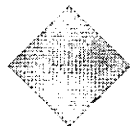


表2. 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト掲載種数

カテゴリー	植物	動物										計
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	陸生節足動物	その他無脊椎動物			
国外由来	定着を予防する外来種(定着予防外来種)	22	78	12	2	12	8	21	8	5	10	100
	侵入予防外来種	1	24	1	0	0	4	5	5	4	5	25
	その他の定着予防外来種	21	54	11	2	12	4	16	3	1	5	75
	総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)	154	127	23	13	9	5	31	11	4	31	281
	緊急対策外来種	15	33	11	2	5	1	4	3	3	4	48
	重点対策外来種	62	29	11	4	1	3	2	3	0	5	91
	その他の総合外来種	77	65	1	7	3	1	25	5	1	22	142
	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)	14	4	0	0	0	0	3	1	0	0	18
	小計	190	209	35	15	21	13	55	20	9	41	399
	国内由来	定着を予防する外来種(定着予防外来種)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
侵入予防外来種		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の定着予防外来種		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)		9	20	6	0	5	2	4	2	0	1	29
緊急対策外来種		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
重点対策外来種		6	13	5	0	5	2	0	0	0	1	19
その他の総合外来種		2	6	0	0	0	0	4	2	0	0	8
適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計		10	20	6	0	5	2	4	2	0	1	30
合計		200	229	41	15	26	15	59	22	9	42	429

内由来の外来哺乳類の多くは「鳥獣保護管理法」の対象種となっている。これらの種とアライグマ等の特定外来生物が同所的に生息する地域においては、双方の法律に対応した手続きを防除事業の開始以前に済ませておかなければ、鳥獣保護管理法対応種については、特定外来生物の防除事業用のワナ等で捕獲された場合に放逐しなければならないといった事態も発生することが考えられる。このような事態は地域住民に強い行政不信を招くおそれがあるため、国や地方自治体は外来種対策が円滑に履行できるように事前に十分な配慮と準備を怠らないことが肝要となる。

さらに、今回の「生態系被害防止外来種リスト」において、産業管理外来種が別枠で指定されているが、これは産業管理外来種の管理が特別扱いされるのではないことに十分留意したい。我々の社会的背景を考えれば、外来種の中には産業や社会的に重要で代替性のないものもあるということを確認した上で、その利用においても適切な管理が必要であることを呼びかけているものであって、積極的に利用するものである故に逆に徹底的な管理が不可欠であることを示している。

現在策定準備が進められている新たな北海道の外来種リストにおいても、ニジマスやホタル、カブトムシといった利活用されている外来種のリストアップに反対の動きがみられているという。外来種リストはあくまでも生態系や人間生活に影響のある外来種をリストアップして、その影響や利用に注意を喚起するものであり、リストに掲載されれば完全に利用ができなくなる、あるいはリストアップされなかったからといって好き勝手に利用して放逐してよいというものではない。要は影響を及ぼすおそれのある外来種は発生源を絶つと同時に徹底管理して可能な限り根絶させなければならないということが重要なポイントなのである。外来種の利活用を否定するわけではないが、あくまでも許容されるのは完全管理下での利活用であって、今や世界的にも管理手段を持たない外来種の利活用などは言語道断の行為である。外来種の利活用を考える方々には、単純に利活用者が多いからといって署名運動を行えば利活用が許されるといった類いのことではないことを強く認識していただき、万人が納得する徹底した管理手法の確立と実践に努力を払っていただきたい。また、リストを作成する行政側にも、外来種の徹底管理を目指した断固たる姿勢のもとに作業を進めていただくことを強く期待したい。北海道は生物地理学的要因からも国内由来の外来種も多く、国の外来種リストとは別個に北海道独自の外来種リストを策定して対策にあたることは十分に価値のある施策と考える。北海道においても外来種対策に効果的な外来種リストが策定されることを祈念してやまない。

静内川で越冬するオオワシ・オジロワシの生態と保護活動

日高鳥類研究所所長・日本白鳥の会副会長 谷岡 隆

日高地方は温暖な気候であることもあり、国指定天然記念物、絶滅危惧種であるオオワシ・オジロワシの越冬地となっており、越冬拠点の道東や道北に次ぐ重要な場所で河川が結氷しない静内川河口域（新ひだか町静内）、日高幌別川（浦河町）には特に多く、近年は新冠川（新冠町）や沙流川河口域（日高町）でも越冬個体数が増加している。

中でも静内川河口域は、日高管内最大の生息地で12～2月までの3ヵ月間、オオワシ・オジロワシ数十羽が越冬、多い時には60～70羽にまでなる。その理由は、餌となる産卵後のサケのホツチャレ（死骸）が豊富であること。もう一つは、冬期間河川が結氷しないため餌の確保が可能であることの2点である。

2014年11月末、毎年行われるオオワシ・オジロワシ越冬個体数等調査で静内川河口域の真歌地区を訪れると大規模な治山工事が行われており、そこには大型重機や大勢の作業員、工事標識は平成27年3月16日までの工期。規模、期間など見ただけで、ワシ越冬環境への影響は必至で困ったことになったと直感、その足で工事事務所へ立ち寄り状況を説明、帰宅後、事業者へメールを送った。

しかし、その後連絡がなく12月10日、日高振興局へ電話すると明日会いたいとの返事。11日、工事事務所で日高振興局、施工業者、立会人の新ひだか町役場など、総勢15名を相手に重い空気間漂う事務所、オオワシ・オジロワシ生態、過去の越冬データの学習会を行った後、できれば工事の中止、それが無理であれば延期を要請した。

内容は、絶滅危惧種を守るには最後の砦「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、そして同法に基づき毎年オオワシ等一斉調査がなされていること。オオワシ・オジロワシは、国指定天然記念物、絶滅危惧種であり、渡り鳥であることなどの生態と日高地方の特性、レッドデータブックでの位置づけ、オオワシ・オジロワシ一斉調査による過去27年間の越冬数等資料を作成し説明した。

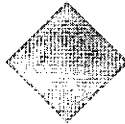
指摘事項は、絶滅危惧種が多い静内川河口域はワシの生息に十分配慮しなければならない場所であり、通常こうした環境下で工事は考えられず、できることなら工事の中止、それが不可能であれば、1月10日から最低3週間の工事休止を要請した。

日高振興局担当者は、残念ながら保護関係法律は知らず、当然、静内川河口域でのワシ実態などは全く承知していなかった。私が説明しても果たしてどこまでご理解を得られるか不安であったが、待ち帰り検討、来週中には結論を出したいとの返答であった。

12月18日、11日要請事項に対する日高振興局より回答が工事事務所であった。結果は①オオワシ・オジロワシが最も多い1月中は工事を休止する ②工期を3月16日から3月30日まで延長し対応する ③工程を組み直し、工事規模を縮小する ④工事再開にあたっては、低騒音型重機使用、消音サイレンサーを使用し騒音に対応する ⑤次年度以降工事については、オオワシ・オジロワシに配慮した工期設定を行い、発注前に事前打ち合わせをする。といった内容で、要請事項は全て受け入れられ想定以上の回答であった。



静内川河口、真歌地区の治山工事現場
(2014年12月17日)



今日、感情や抒情的要素だけで公共工事の中止・休止を訴えることは不可能で論理的な説得力がなければならぬが、結局、決め手となったのは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」、同法第4章にある保護増殖計画に基づく「オオワシ（オジロワシ）保護増殖事業計画」で、この計画は文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省連名で制定、ワシたちへの具体的な保護対策が明記されている。

そして、1989年以降、静内川で調査してきたオオワシ・オジロワシ個体数調査データも役立った。それは過去27年間の越冬記録でまさに動かぬ証拠。野生動物を守る上で存在感があり、地道な調査も継続は力なりであることを教えられた。

一方、ワシを守らなければならない、そして何とかせねばならないという思いで、考えられる幾つかの機関や団体等に総当たりで相談したが、二人の方には大きなお力を頂いた。

その一人は、元知床博物館館長で国内オオワシ・オジロワシ研究の第一人者である中川元氏。諸事情を相談後、関係資料を大量にメールで送ってもらい、当方作成資料の基礎となった。中川氏からは“長年現地での生態に詳しいので谷岡の判断で工事中止等を要請して下さい”とのアドバイスも頂いた。

また、最悪の事態に備え、会員となっている（一般社団法人）北海道自然保護協会に照会。その後、在田一則会長から電話やメールを迅速に頂き、場合によっては会として要請文も提出するとの御言葉を頂き、後ろ盾（組織）を持たない自分にとり大きな心の支えとなった。

言わずもがなではあるが、お二人がいなければ、多くの時間と労力を要し、未だに悶々とした日々を送っていたかもしれない、心より感謝を申し上げる次第である。

今回、私が心掛けたのは、言葉を荒げず穏やかに状況を論理的に説明、そして出来るだけ生態を理解して頂くことであった。新ひだか町役場職員だった時代、問題協議中、突然、目の前で机を叩くなどの威圧や罵声など、冷静に話を進めたくても中々そうはいかず…という思い出が多々あった。だから立場が代わった今、自分は出来るだけそうしないよう心掛けている。

また、事業者、業者に関わらず多くの方にその本質や実態を知ってもらい、今後の事業にも生かして欲しいという願いがあり、12月11日、18日の説明会の後、日高振興局職員を現地まで案内し、そこに生息するワシの姿を観察してもらった。

実際、皆さんは、車が数百メートル近づいただけで飛び去るオオワシたちの警戒心の強さに驚き、工事現場が発する騒音、人や車両の動きがどれだけワシたちにストレスを与えているかを実際に体験、理解してもらった。

今回は嬉しいこと事が二つ。一つは、工事期間中の12月21日、静内川河口域でのワシ個体数は僅かにオジロワシ2羽であったが、工事休止中の1月18日はオオワシ3羽、オジロワシ30羽の計33羽が確認された。この数値は、工事がワシに与える影響が明らかで、工事休止が決して無駄ではなかったことを何よりも明確に示してくれた。

もう一つは、日高振興局担当者が今回の件が契機となりワシのファンとなったようで、2015年1月18日実施のオオワシ・オジロワシ個体数調査、全国ガンカモ類一斉調査同行を希望、日曜日にも関わらず早朝から浦河町から4名が子ども連れで静内川中流域、河口域を回り、ワシやハクチョウ、カモなどの水鳥たちを観察後、昼食も一緒にとった。

そして、2月2日(月)、日高振興局担当者、施工業者主任より2月1日から予定通りに工事を再開しているとの電話連絡があり、私から工事無事終了を祈っているとお伝えしたが、私にとっては久々に晴れがましい出来事だった。

また、年末には静内川河口域を通過する国道235号静内橋の橋脚補強工事で室蘭開発建設部浦河道路事務所関係者と協議。1月下旬には、室蘭建設管理部門別出張所静内総合治水事務所で静内川での立木伐開事業において、それぞれ工事にあたりワシたちに対し最大の配慮をして工事を施行して頂きたいとそれぞれ要請、工事期間や工法変更などで対応を頂いた。



オジロワシとオオワシ / 2013.1.10
 (静内真歌地区、工事現場前の静内川河口域)

いずれの事業主（工事発注者）にも共通するのは、室蘭開発建設部を除き、静内川にこれだけ多くのオオワシやオジロワシが生息（越冬）していることを知らず、事前に環境調査を実施せず、野生動物への配慮がなされていないということである。しかし、事業主（工事発注者）には責任はあるが、知らないものは仕方がないと思った。

これまで静内川では、野鳥に対してマナーを無視したカメラマンが目立つこともあり、敢えて静内川でのワシ生態を発信していなかったが、今回の件で多少リスクはあっても今後はその実態を発信していかなければならないと思っており、日本野鳥の会

苦小牧支部報と貴誌に投稿した次第。

気候温暖、自然豊かな日高地方に生息する野鳥は、冬はワシの他にもオオハクチョウ200羽が静内川河口域で越冬、今シーズンで20年目を迎える国内最北のマガン越冬地として名が知られ、近年はタンチョウも確認される。森林ではクマゲラやアカゲラのドラミング音が響き、春には遠くオーストラリアから遥か7,000kmの距離を旅するオオジシギがサラブレッドの駆け回る牧場にやって来て、海岸部ではアオバトも乱舞する。

今後、そうした野鳥を守りつつ、一方で啓発活動も行うという大変難しい課題ではあるが、今後も出来る限り保護活動、野鳥との関わりを持ちたいと思っている。

映画「ダムネーション」に寄せて～市民運動にユーモアと詩の心を

理事 山崎 薫

この映画は米国で「川の自由」を求め続けてきた人々の決して平坦ではない道のりを、とてもテンポよく、ややコミカルに私たちにを見せてくれる。また圧倒的な迫力で映し出された川の美しさと自然の力は、鮮烈な印象を残す。自然保護やダム問題に関心のない人にも十分に楽しめる、すばらしい作品となっている。

私たちがこの世の間違った常識にたいして、大胆不敵にふるまうことはむずかしい。私たちは小さな子どものように「イヤだ～、違う～」と叫ぶことができない。そのようなふるまいは世間様に受け入れてもらえないことを知っているから。思慮深く、科学的に、忍耐強く、自分が信じる世界へ向かって、古い倫理や、物質的（経済的）な欲望と対峙していく。大切な仕事だけれど、大人の仕事は骨が折れる。

けれども、この世には軽々とこの大仕事をやってのける（とっては言い過ぎかもしれないが）方法がある。それは「とんち」で、一休さんなのだ（若い人はご存知ないかもしれない）。この映画で活躍する芸術家は、ダムの堤体に「ヒビ割れ」の絵と「FREE THE RIVERS！」というメッセージを描いた（いろいろなパターンがある）。まるで子どものイタズラのように。けれどその効果は大きい。この事件の報道をとおして、普段、ダムのことなど考えない人々が「FREE THE RIVERS！」という文字にふれる。この言葉を心の中でつぶやく時、

そこに小さな種が蒔かれる。無意識の内にそっと、誰にも嫌な気持ちをもたせずに。ダムのお役人もイタズラには冷静に対応する。その時、彼にも小さな種が蒔かれたかもしれない。種は辛抱よくダムの撤去に取り組んできた人々の力となる。これらの力が合わさって、やがてあらい難い流れとなり私たちの世界が変わりはじめる。その様子が描かれたこのドキュメンタリー映画は、非常にエキサイティングだ。是非とも多くの方々に見ていただきたいと思う。

それにしても、芸術家の彼はいったいどうやってダムの警備員にとがめられることなく、あの巨大な壁に、そのとんちの効いたイタズラをやったのけることができたのか？その時のことを語る彼の様子がまた傑作で、一言でいえばクレイジーといえそうだ。イタズラのワクワク感が彼をつつみ、「見つかると捕まっちゃうよ」という緊張も手伝って、やり遂げたあとの達成感と満足感に溢れていた。なかなか真似はできない。けれどそのワクワク感は、じつは誰もが知ってる。子どもの頃を思い出したい。想像力を働かせて、一か八かの瞬間に期待をふくらませたイタズラ。目的は笑うことの唯一とつ。仕掛けられた側は怒るに怒れない、無視もできない手強さもある。あのドキドキとワクワクを是非とも多くの方々に見ていただきたいと思う。

登場人物は他にも沢山いる。まちの人たち、農業をしている人、軍で働いている人、先住民族の人、静かに川を見続けている人、行政の人、ダムで働いている人、セクシーでがらっぱちな活動家の叔母さまも登場する。さまざまな物語が織り込まれ、私たちの社会とおなじこの世界で起きている出来事が描かれている。私たちの日々の閉塞感を吹き飛ばすような米国式のダムの爆破とともに、新しい種がここまで飛んできている。

2015年度通常総会後の公開講演会のご案内

日 時：2015年5月23日(土) 15:30 から 17:00 (15:20 より受付)、総会会場にて

問合せ・申し込み：北海道自然保護協会。札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル6F

TEL 011-251-5465・fax 011-211-8465 eメール info@nc-hokkaido.or.jp

演 題：「環境経済学から見た自然保護」 講 師：古林 英一氏 (北海学園大学教授)

要 旨 経済学という学問は比較的新しい学問ですが、経済学の各領域のなかでも環境経済学は最も新しい分野に属しています。人間の活動による環境破壊が無視できない状態になったことがこの学問を生み出したのです。自然保護協会では、森林や河川の自然破壊の阻止や、自然に親しむ活動を進めています。公共事業を進める人たちは、事業(例えばダム)による利益(治水)と失われる損害(田畑の消失)を計算して、利益額が大きいからという理由で事業を進めています。しかし、失われる自然の価値は計算に入っていません。このような問題について環境経済学がどのように考えるのかなど、自然環境とお金のお話しをします。

<プロフィール>

1958年8月 兵庫県尼崎市で出生。1982年 京都大学農学部水産学科卒業。1987年 京都大学大学院農学研究科農林水産学専攻博士課程中退。1987年4月～1992年12月 南九州大学園芸学部勤務。1993年1月～2000年3月 北海道大学水産学部勤務。2000年4月～現在 北海学園大学経済学部教授。1992年1月 京都大学博士(農学)。主な著書：『現代社会は持続可能か 基本からの環境経済学』(日本経済評論社、2013年6月)『環境経済論』(日本経済評論社、2005年2月)

* 2015年度通常総会と公開講演会の会場及び開始時間の変更のお知らせ

会報164号でお知らせしました会場：クラーク会館、開始時間 13:00 を下記のように変更いたします。

北大人文・社会科学総合教育研究棟 1階 W102 (札幌市北区北10条西7丁目北大構内 北大総合博物館斜め向い)

総会開始時間は **13:30** からと変更いたしました。講演会はご案内どおり 15:30 からです。お間違いのないようにお越しください。

映画「DAMNATION・ダムネーション」上映のご案内

日時：2015年5月9日(土) 12:30開場 ①13:30～15:00 ②16:00～17:30
会場：札幌プラザ2・5(映画館) 2F 札幌市中央区南2条西5丁目(狸小路5丁目)
チケット：前売り券1,000円 当日券1,500円 高校生以下500円

●前売り券は前日まで下記へお申込み下されば、当日会場で前売り価格で販売します。

北海道自然保護協会 TEL 011-251-5465 Fax 011-211-8465 Eメール info@nc-hokkaido.or.jp

●協会会員の方は前売り券価格でご覧いただけます。

活動目録

2015年1月

- 15日 北海道環境影響審議会傍聴
- 20日 2014年度第6回拡大常務理事会
- 22日 札幌市企業調査審議会水道部会傍聴
- 27日 会報164号発送

2015年2月

- 24日 2014年度第7回拡大常務理事会

2015年3月

- 12日 「北海道の自然」No.53発送
- 28日 2014年度第4回理事会

要望書など

- 1月8日 (株)道北エナジー宛「(仮称)勇知風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見」
- 1月8日 (株)道北エナジー宛「芦川・豊富山風力発電事業環境影響評価方法書、川西、川南風力発電事業環境影響評価方法、ならびに増幌風力発電事業方法書に対する意見」
- 2月23日 環境省北海道地方環境事務所宛「大雪山国立公園における登山道のグレードの設定(案)」に関する意見
- 3月13日 北海道環境生活部環境局宛「北海道エゾシカ管理計画(第4期)(素案)に係る意見」

新入会員紹介

2014年12月～2015年3月

【A会員】 糟谷奈保子、吉澤 昌紘、續木 邦彦
前田 行廣、向井 成司、高木 知敬
北村 育夫、五十嵐八枝子

寄贈図書紹介

- ・吉安克彦さんより
「岩魚属 オシヨロコマチ千態万様」
(2003、自費出版)
- 「拾遺・日本溪清流魚名周覧と魚学雑録」
(2014、自費出版)
- 入手先：鳥海書房(〒101-0051 東京都千代田区
神田神保町2-3 神田古書センタービル
3F 電話・FAX 03-3264-4450)
- ・糞土研北海道・落合克尚さんより
「うんこはごちそう」
(2013、一般社団法人 農山漁村文化協会発行)
- ・松井 洋さんより
「北海道維管束植物目録」(2015、自費出版)

寄付金

ありがとうございます

匿名さん	100,000円
匿名さん	4,000円
匿名さん	6,000円
三上徹成さん	1,000円
椿谷宏美さん	6,000円
八木信子さん	12,000円

会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいませようお願いいたします。

個人A会員	4,000円
個人B会員	2,000円
(A会員と同一世帯の会員)	
学生会員	2,000円
団体会員 1口	15,000円

(納入口座)

郵便振替口座 02710-7-4055
北洋銀行本店営業部(普通)0017259
北海道銀行本店営業部(普通)0101444
(口座名) 一般社団法人 北海道自然保護協会

